

2019年度以降の専門医更新申請について

2019年度以降、専門医更新申請を行う方は原則日本専門医機構専門医の更新申請を行ってください。詳細は、下記 URL をご確認ください。

<関連 URL>

●日本専門医機構麻酔科専門医事前審査に関する内規

https://anesth.or.jp/files/pdf/53_kikou-senmoni-jizen_20190703.pdf

●機構専門医 更新申請

https://anesth.or.jp/users/member/certificate_information/mechanism_update

学会専門医更新等を準備されていた方

1) 機構専門医更新が可能な方

機構専門医申請を行ってください。

2) 機構専門医の更新単位不足、就業条件を満たさない方

従来の学会専門医更新の要件で申請してください。審査会で認められれば、学会専門医として更新が可能です。

学会専門医更新の申請要件に関しては、次ページをご確認ください。

3) 暫定期間中、暫定申請予定であった方

上記何れかの申請を行ってください。どちらも不可能な場合は、専門医資格は一旦喪失となりますが、再申請（学会専門医 or 機構専門医）により専門医資格の復活が可能です。また、専門医資格喪失期間中は任意で指導医、認定医を別途申請が可能です。

※2)・3)の「学会専門医」の認定期間は2023年度迄となりますため、それまでに機構専門医更新を行ってください。

※過去に1回以上、学会専門医の更新歴がある方に限り、要件を満たし次第、現在の認定期間が終了する前に機構専門医への更新申請が可能です。

詳細については、あわせて『[認定のしおり](#)』もご確認ください。

学会専門医更新申請について

<申請要件>

- (1)現に専門医の資格を有し、その有効期間が終了する年度に達していること
- (2)専門医の資格を取得後、主たる業務として引き続き麻酔科関連業務に専従していること
- (3)更新申請する年の5年前の4月1日から更新申請する年の3月31日までの間に、所定の研究実績があること

前項第2号の規定にかかわらず、所属診療科長が、やむを得ない事情により主たる業務として麻酔関連業務に週3日以上携わることが困難であると判断したときは、1年を限度として「専従」を「原則として週1日の麻酔関連業務に従事すること」と読み替え、所属診療科長の証明書を添付して申請することができる。

<研究実績>

必要研究実績：5単位

*この内、2.5単位は以下の実績を含めること。

①日本麻酔科学会が主催する年次学術集会への参加（必須）…1.5単位

②日本麻酔科学会が主催する学術集会等への参加

日本麻酔科学会が主催する学術集会等での発表

日本麻酔科学会の機関誌、準機関誌への発表

いずれかによる1単位

不足する単位は単位表に掲げる学術集会への参加ならびに発表、および学術出版物への発表による実績を加算すること。

【単位表】

https://anesth.or.jp/files/pdf/unit_tanni_list_20190911.pdf

※暫定中の方は、猶予期間1年につき0.5単位が上記の必要単位数に加算されます。

単位表に掲げられている学術集会、学術出版物等に発表したときは、以下に記載する単位を算定できます。

- ・ 筆頭発表者は単位表に掲げる単位をそのまま取得できます。
- ・ 筆頭発表者以外の発表者の単位は、単位表に掲げる単位を筆頭発表者を含む発表者全員の数で割った数値（小数点以下第3位を四捨五入）とします。

<提出書類>

- 1) 麻酔科専門医更新認定申請 提出必要書類送付書
- 2) 職務経歴書：申請する年の5年前の4月1日から申請現在（※）
- 3) 麻酔経歴書：申請する年の5年前の4月1日から申請現在（※）
- 4) 臨床実績報告書：申請する年の5年前の4月1日から申請年の3月31日まで（※）
- 5) 各種実績目録：申請する年の5年前の4月1日から申請年の3月31日まで（※）

下記必要に応じて

- 6) 理由書
- 7) 休暇証明書
- 8) 研究証明書類
- 9) 実績証明書類

（※）暫定2年目の申請は申請する年の7年前から、暫定1年目の申請は6年前からの経歴・実績が必要です。

<審査料>

30,000 円（税別）

<登録料>

10,000 円（税別）

「学会専門医」の認定期間は2023年度迄となりますため、それまでに機構専門医更新を行ってください。